

# 第28回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年9月29日(月) 午後 3時00分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年9月29日(月) 午後 3時00分
2. 閉会時間 令和 7年9月29日(月) 午後 3時25分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 14名
 

2番 田上 豊	4番 稲田 勝	6番 林田 靖仁
8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎	10番 入江 敏昭
11番 森本 勝也	12番 米田 公明	13番 北尾 健一郎
15番 林田 了星	16番 太田 武春	17番 金子 利範
18番 廣瀬 光徳	19番 村里 枝美子	
5. 欠席委員者の数 4名
 

1番 北浦 守金	3番 森 浩則	5番 水本 正一郎
7番 田浦 秀子	14番 祐田 久男	
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
 

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 俊夫	中央 稲田 保夫
杉谷 杉永 芳一	三会 荒木 康成	三会 福島 真一
三会 北田 広和	三之沢 島田 和典	東空閑 柴田 利明
大野 井上 和利	高野 林 耕平	高野 竹田 静男
池田 伊達 博明	久原 森崎 誠一	戸田 稲田 浩敏
7. 報告事項
 

報告第1号	農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号	使用貸借解約通知書について
報告第3号	新規就農について
報告第4号	農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の規定に該当するか否かの検討結果について
8. 議案
 

第1号議案	農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案	非農地証明願について
第3号議案	農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について

議長

ただ今より、第29回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、2件 6筆 4, 177平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、2件 7筆 5, 975.平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

次に、報告第4号、農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の規定に該当するか否かの検討結果について報告します。

この報告は、地域計画区域内の農地に認定農業者が農業用施設を設置する場合の農地法第5条に係る手続きとなります。

議案集4ページに記載のとおりで、1件 3筆 1, 170.00平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

事務局

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 62.61平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、1,724.33平方メートルで、農機具は、管理機 1台、トラクター 1台、草刈機 1台、軽トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、49年の農作業歴があります。

家族2人で農業を営み、里芋・枇杷・橙・葱を作付けし、自宅から20メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 429平方メートルを売買するための申請です。

譲受人は新規就農者で、隣接地に今後、住宅を建築予定であり、それまでは親戚の農家と一緒に毎週通いながら営農する計画です。

取得後の耕作面積は、429平方メートルで、農機具は、ミニ耕運機 1台を購入予定で、許可要件を満たす計画です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は親戚の営農指導のもと、新規就農により農地を譲り受け、胡瓜・ミニトマト・サツマイモを栽培し、転居後は自宅の隣接地ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を

上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 43平方メートルを売買するための申請です。

譲受人は新規就農者で、以前から、地域活動や周辺の土地を耕作していたことから、周辺で耕作できなくなった農地所有者から売買で、取得後の耕作面積は、43平方メートルで、農機具は、管理機 1台、草刈り機 1台、噴霧器 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、23年の農作業暦があります。

じゃが芋・菊芋・豆類を作付けし、自宅から徒歩2分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、1筆目は平成7年頃には住宅を建築している。また、2筆目は平成12年頃から通路として利用している。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は農地、西側は道路となっており  
ます。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て  
参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょう  
か。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付  
することに決定いたします。

次に、第2号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、平成3年頃にみかんの木を伐採し、その

後未耕作により、竹及び雑木が繁茂している。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側、南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第2号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、平成4年10月頃から、宅地の敷地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたし

ます。…… 委員

(…… 委員)

第2号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は道路、東側、南側は宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地になっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の記載について、今月の議案から、貸借の契約種類ごとに分けて計上しています。

内容としましては、「農地の出し手」から農地中間管理機構を介して、「農地の受け手」へ一括して利用権設定を行う「一括方式」を、「1. 新規」、相対貸借(基盤法での貸借)期間満了による「2. 新規(相対満了⇒中間)」、相対(基盤法での貸借)を途中解約して中間管理機構へ切り替える「3. 新規(相対解約⇒中間)」の3区分と、農地中間管理機構貸借の期間満了による更新「4. 中間⇒中間」、農地の受け手のみの変更を「5. 受け手の変更」、「6. 権利の移転」の6区分に分けて計上することとしました。

委員の方が審議していただく内容としましては、新規、特に始めて貸借する案件で、気になる方がいる場合、意見をお願いします。

それでは、第3号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について説明します。

なお、今回は、地域計画内の農地(農振地域)の上程となります。

議案集の7ページから17ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、43件、154筆、156、588.26平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、島原市（農地中間管理機構）から審議依頼があり、承認しようとするものです。

内、14件、24筆、27,495.98平方メートルが新規設定、23件、110筆、113,497.28平方メートルが、契約期間満了による更新、6件、20筆、15,595平方メートルが権利（貸借権）の移転となります。

別添② 添付資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

島原市（農地中間管理機構）に対する承認にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、16名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で第3号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案について、問題なしということで、承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第3号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議については、問題なしということで、承認することに決定いたします。

議長

以上で、第28回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第28回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 3時25分